



1月8日、9日に新型コロナウイルス感染症の影響により延期されていた仙北市成人式が仙北市民会館で開催されました。参加者はマスクを着用しながらの出席となりましたが、友人や恩師との久しぶりの再会に喜ぶ姿や写真を撮る姿が見られました。

8日は、平成11年4月2日〜平成12年4月1日生まれの244人が対象。本来であれば令和2年8月の開催予定でしたが、3度の延期を経ての開催となりました。

式では高橋深太さん（西明寺中）が司会を務め、成人を代表して吉田大成さん（生保内中）が成人証書を受け取りました。「誓いのことば」を述べたのは大山陽介さん（神代中）と青柳宗愛さん（角館中）。新型コロナウイルス感染症の影響で、先の見えない不安を抱えこれまでは違う日々を過ごしながら、あきらめない強い気持ちをもち、一歩ずつ進んでいると話すお二人。大山さんは「コロナ禍という困難を経験した私たちだからこそできることを考えながら、それぞれのステージで今後も精進していく」、青柳さんは「私たちは一人ひとり困難を乗り越える強い力がある。大好きな仙北市のために私たちが支え、若い力で素晴らしい仙北市の未来をつくる」と力強く誓いました。

令和2年度 対象者

仙北市成人式 未来への1歩

令和3年度 対象者

9日は、平成12年4月2日〜平成13年4月1日生まれの226人を対象とし、マスク越しに笑顔を見せながら旧友との再会を喜び合いました。

式では新成人の渡邊基基さん（生保内中）が司会を務め、成人を代表して赤上和也さん（松木内中）が成人証書を受け取りました。

「誓いのことば」では、鈴木隆星さん（神代中）が「新型コロナウイルスを通じて改めて人と人とのつながり、何気ない日常のありがたさを知ることができた。これからも人とのつながりを大切に、自分自身も支えになれるよう日々精進していきたい」、田川礼さん（角館中）が「自分たちは未来にむけて様々な選択をしていかなければならない。これからの未来を担っていくのは若い自分たち。たくさん人の困難があると思うが人生を楽しんで素晴らしい未来を歩めるよう頑張ってください」、猪本玲久さん（西明寺中）が「今年4月から就職し、うまくいかない日々が続いている。今は若いうちにたくさん失敗して、たくさん経験しようと思っていっている。新たな仙北市のスタートに貢献できるよう頑張っていきたい」とそれぞれ抱負を述べました。



住民税非課税世帯・家計急変世帯への臨時特別給付金について

【問合せ】社会福祉課（角館庁舎） ☎（43）2288

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々へ、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯・家計急変世帯に対して一世帯あたり10万円を支給します。

給付金が支給された後に、修正申告により令和3年度住民税が課税されることになった場合は、給付金を返還していただく必要があります。

修正申告などにより令和3年度住民税が課税から均等割非課税になった場合は、社会福祉課までご連絡ください。

①・②共通事項

支給対象とならない場合／世帯全員が、住民税が課税されている他の親族などの扶養を受けている（地方税法の規定による青色事業専従者および事業専従者を含む）場合は対象外となります。

給付される金額／一世帯当たり10万円

※本給付金は、非課税所得となるため、税の申告などは必要ありません。

① 住民税非課税世帯

支給対象となる世帯／基準日（令和3年12月10日）において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯

申請方法／

確認書を送付します：2月15日（火）頃までに対象となる世帯に「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書」を送付します。

② 家計急変世帯

支給対象となる世帯／①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯

申請方法／

対象になるか確認：令和3年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、令和3年度分の住民税均等割が課税されている世帯員全員のそれぞれの年収見込額が、住民税均等割非課税相当水準以下の世帯の方が給付金の対象となります。対象に当てはまる場合は、申請が必要となります。

確認書が届いたら：必要事項を記入し、確認後に社会福祉課までご返送ください。

申請期間は：確認書発送日から3か月間です。

注意事項／

住民税の申告がお済みでない方で、課税相当の収入がある方が世帯の中にある場合は、対象外です。その場合は、確認書は送付しないようお願いいたします。

申請書類の入手方法は：社会福祉課（角館庁舎1階）、または仙北市ホームページからダウンロードできます。

申請期間は：2月21日（月）から9月30日（金）までです。

住民税非課税世帯への給付と重複給付はできませんので、ご注意ください。

詐欺にご注意を！

この給付金を装った特殊詐欺や個人情報搾取にご注意ください。給付金の支給にあたり、ATMの操作をお願いしたり、現金の振り込みを求められることなどは絶対にありません。

怪しいと思ったら、警察相談専用電話（☎9110）または、仙北警察署に（☎532111）ご連絡ください。

▶仙北市ホームページ (https://www.city.semboku.akita.jp/news_topics/whatsnew.php?id=3130) から制度の詳しい内容を確認できます。

▶②家計急変世帯の対象になる方の申請書類もダウンロードできます。

詳しくはこちら → 



防災無線の情報を電話で確認することができます

▶テレドーム（テレホンサービス）

☎0180-991555

※ご利用には通話料がかかります（固定電話はダイヤル通話料、携帯電話は1分50円くらいの通話料）。



防災無線の情報がメールで届きます

▶安全安心メール（登録制メール）

※事前の登録が必要です。詳しくは仙北市ホームページ (<http://anshin.city.semboku.akita.jp/lists/>) からご確認ください。



仙北市育英奨学金の奨学生を募集します

【問合せ】学校教育課(西木庁舎) ☎(43)33382

- この奨学金は、仙北市の将来を担う学生・生徒の向学の志を支援することによって有為な人材の育成を図るための制度です。
- 奨学金は貸与制であり、返還金は後輩の奨学金の財源になりますので、貸与終了後は必ず返還しなくてはなりません。
- 応募資格/次のいずれにも該当する方
 - 保護者が現に仙北市に住所がある方
 - 義務教育を修了している方
 - 心身共に健康で学業成績優秀な方
 - 経済的理由で修学困難な方
 - 貸与限度額(月額)
 - 大学(短大、専門学校、大学院含む)：4万円以内
 - 高校：2万円以内
 - 提出書類
 - ①奨学金奨学生申請書(様式第1号)
 - ②合格通知書または入学、在学を証明できる書類(各学校指定様式)
 - ③住民票(世帯全員がついたもの)：市民生活課、各市民センター、各出張所
- 張所窓口で取得できません。
- ④仙北市育英奨学金奨学生推薦書(様式第2号)
- ⑤学業成績証明書(様式第3号)
- ⑥市民税世帯証明書(世帯全員の前年度の所得を証明できる書類)：税務課、各市民センター、各出張所窓口で取得できます。
- ⑦連帯保証人の納税証明書(滞納なし証明)：税務課、各市民センター、各出張所窓口で取得できます。
- ※貸与決定後、連帯保証人の印鑑証明書
- 申請書類請求先/教育委員会(西木庁舎2階)、各市民センター、各出張所
- ※様式は仙北市ホームページ「申請書ダウンロード」からもダウンロードできます。
- 提出先/学校教育課(西木庁舎2階) ※事前に連絡のうえ、必ず本人が持参ください。その際に面接を行います。
- 貸与期間/4月から卒業の月まで
- 申込期間/2月1日(火)から3月31日(木)まで

仙北市ホームページ (https://www.city.semboku.akita.jp/citizens/dl_service/kyoikushido.html) から様式のダウンロード。詳しくの内容を確認してください。





就学援助制度のお知らせ

【問合せ】学校教育課(西木庁舎) ☎(43)33382

- 経済的理由により就学困難と認められる小・中学校の児童・生徒の保護者へ、学用品・通学用品費などの一部を援助する制度です。
- 援助を受けることができる方
 - 生活保護を受けている方
 - 生活を一にする世帯全員を対象とした申請年度の前年中の収入と保護基準額を比較した結果が、生活保護に準じる程度に困窮していると教育委員会が認定した方
 - ▼家庭事情の変動により世帯全体の所得が著しく減少するなど、就学援助の必要があると教育委員会が認定した方
 - 援助の内容/学用品費、通学用品費、新入学用品費、校外活動費、体育実技用具費、修学旅行費、給食費、医療費(学校から治療の指示を受けた学校保健安全法で定める疾病の費用)、生徒会費、PTA会費
 - 申請方法
 - ▼申請書類は学校教育課(西木庁舎2階)、各小・中学校、各市民センター、各出張所にあります。
 - ▼新規に申し込む方は、家庭の状況などを伺うため面談を行いますので、問い合わせ先までご連絡ください。
 - ▼すでに認定されている方には後日個別に申請書類をお送りします。
 - 申請期間/令和4年度申請開始は2月15日(火)～3月15日(火)(締切後も随時受付します)
 - ※令和4年度の新生徒で、新入学用品費の入学前支給を希望される場合は2月28日(月)まで。
 - ※継続して就学援助を希望される方も、毎年度、申請が必要です。

仙北市ホームページ (https://www.city.semboku.akita.jp/citizens/dl_service/kyoikushido2.html) から様式のダウンロード。詳しくの内容を確認してください。




会計年度任用職員を募集します

【問合せ】文化財保護室(角館庁舎) ☎(43)33384

- 公開武家屋敷等管理人**
- 業務内容/市管理の公開武家屋敷や道路の清掃、文化財の公開管理全般
- 任用期間/4月1日(金)～11月30日(木)
- 勤務場所/岩橋家・小田野家・伝建群管理事務所・旧岡田家
- 募集人数/5人
- 募集期限/2月9日(火)
- 申込方法/ハローワークからの紹介状と履歴書を文化財保護室へご持参ください(郵送不可・平日のみ受付)。
- 選考方法/書類選考および面接
- 募集の詳細はハローワークでご確認ください。
- ※令和4年度の予算の議決が得られなかった場合、募集内容が変更になる可能性があります。


会計年度任用職員を募集します

【問合せ】市立角館総合病院総務管理課 ☎(54)2111

- 市立角館総合病院**
 - 募集職種/看護補助(フルタイム)
 - 募集人数/1人
 - 採用日/4月1日(金)
 - 募集期限/2月18日(金)17時
 - 申込方法/ハローワークからの紹介状と履歴書を市立角館総合病院(総務管理課)へご持参ください(郵送可)。
 - 選考方法/面接
 - その他募集の詳細はハローワークまたは市立角館総合病院ホームページでご確認ください。
 - 詳しくは市立角館総合病院のホームページ (https://kakunodate-hp.com) をご覧ください。
- 

仙北市議会議員一般選挙

【問合せ】選挙管理委員会事務局(田沢湖庁舎) ☎(43)1150


- 立候補予定者説明会のお知らせ**
 - 4月30日任期満了に伴う仙北市議会議員一般選挙(4月10日告示、4月17日投票)に立候補を予定されている方を対象に、立候補届出手続きなどの説明会を次のとおり行います。
 - 立候補を予定されている方(代理出席も可)は必ず出席してください。
 - 日時/2月10日(木)10時～受付9時30分～
 - ※出席者は、1候補者につき2人以内でお願いします。
 - 場所/仙北市役所田沢湖庁舎3階第1会議室(仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30番地)
 - 主な内容
 - ▼立候補届出などの手続きについて
 - ▼選挙運動について
 - ▼選挙運動用通常葉書について
 - ▼選挙運動用自動車の設備外積許可申請について
 - ▼選挙公報について
 - ▼選挙公営について
 - ※不明な点や詳しいことは市選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。
- 

看護師を目指す学生の皆さんへ

【問合せ】医療局 医療管理課(市立角館総合病院内) ☎(54)2116

- 修学資金を活用ください**
- 将来、仙北市内の指定医療機関(角館総合病院、田沢湖病院診療所など)に勤務を希望する学生に修学資金を貸与することにより、学生の修学を容易にし、仙北市内の医療従事者の充実を図ることを目的としています。
- 募集職種・人数/看護師・2人
- 貸与対象者
 - ①大学や専門学校などに入学する予定の方
 - ②大学や専門学校などに在籍している方
- 貸与月額/看護師5万円
- 入学一時金/看護師10万円
- 返済免除/義務年限(貸与期間の2分の3)の指定医療機関勤務で返済免除
- 申込期限/2月28日(月)必着
- 選考日/3月7日(月)14時30分受付開始
- 応募書類/問い合わせ先へ請求または仙北市ホームページからダウンロードできます。
- 貸与条件など/詳細は仙北市ホームページをご覧ください。

仙北市ホームページ (https://www.city.semboku.akita.jp/news/topics/whatsnew.php?id=3127) から様式のダウンロード。詳しくの内容を確認してください。





交通災害共済

年間掛金 **300円**

道路上で自動車・バイクを運転中に衝突した、自転車で転倒した、歩行中に自動車にひかれた、などといった事故にあった場合に、共済金が支給されます。

| | |
|------|--------|
| 死亡 | 100万円 |
| 入院1日 | 2,000円 |
| 通院1日 | 800円 |

不慮の災害共済

年間掛金 **700円**

道路上でないところでの自動車などによる事故、作業中の事故、スポーツ・レクリエーション中の事故、地震や火災などの災害にあった場合に、共済金が支給されます。

| | |
|--------|--------|
| 死亡 | 60万円 |
| 入院1日 | 1,100円 |
| 通院は対象外 | |

令和4年度「ともすけ共済」加入申し込み受付開始!

【問合せ】市民生活課(角館庁舎) ☎(43)3313

● 共済期間 / 4月1日(金)〜令和5年3月31日(金)
※ 4月1日以降に加入した場合は、翌日から令和5年3月31日まで。
● 加入受付窓口(平日のみ) / 各金融機関(7月31日までの取り扱い) / 市民生活課(角館庁舎窓口5番) / 田沢湖・西木市民センター / 各出張所
共済金の請求忘れは、ありませんか? 請求できる期間は、災害が発生した日から3年以内です。

詳しくは広報と一緒に配布したチラシや、秋田県市町村総合事務組合のウェブサイト(https://akita-sg.jp/tomosuke/)をご覧ください。

政治家の寄附は禁止、有権者が求めることも禁止されています

【問合せ】選挙管理委員会事務局(田沢湖庁舎) ☎(43)1150

みんなで徹底しよう
三ない運動

贈らない! 求めない! 受け取らない!

これらのものも、政治家の寄附禁止の対象となります。

秘書等が代理で出席する場合の結婚祝

地域の運動会・スポーツ大会への飲食物等の差入

お祭りへの寄附・差入

町内会の集会・旅行等の催物への寸志・飲食物の差入

落成式・開店祝等の花輪

病氣見舞

お歳暮・お年賀

入学祝・卒業祝

葬儀の花輪・供花

秘書等が代理で出席する場合の葬儀の香典

総務省 なるほど! 選挙「寄附の禁止」 (公財) 明るい選挙推進協会

詳しくは [総務省 寄附の禁止](#) [検索](#) [明るい選挙推進協会 三ない運動](#) [検索](#)

市民総参加! 第1回仙北市シェイクアウト訓練

2月13日(日) 9時から1分間程度

今年度、仙北市内を会場に秋田県冬期防災訓練を実施する運びとなっていました。この度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止を決定しました。しかし、仙北市ではこれを機会に、大地震発生時の防災知識の普及啓発のため、全市民が参加できる「シェイクアウト訓練」を開催することにしました。

「いつ、どこで」何が起こるか分からない近年の災害に備えるため、ぜひ訓練にご参加ください。

なお、当日実施できない場合は、家族で話し合い都合のよい日に訓練をしておきましょう。

● 問合せ/総合防災課 ☎43-1115

まず低く
DROP!

頭を守り
COVER!

動かない
HOLD ON!

提供 / 効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議

政治家の寄附は禁止、有権者が求めることも禁止です

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。また、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも禁止されています。

次の①から④までおよび⑥の項目によって処罰されると、公民権停止の対象となります。寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

- 政治家の寄附の禁止 / 政治家(候補者、候補者になろうとする方、現に公職にある方)は、寄附をすると処罰されます。
- 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止 / 有権者が威迫して、あるいは政治家を陥れる目的で寄附を求める処罰されます。
- 政治家の関係団体の寄附の禁止 / 政治家が役員や構成員である団体や会社、政治家の氏名を表示して選挙に関し寄附をすると処罰されます。
- 後援団体の寄附の禁止 / 後援団体が、花輪、香典、祝儀などを出すと処罰されます。
- 年賀状などのあいさつ状の禁止 / 政治家は、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状などのあいさつ状を出すことが禁じられます。
- あいさつを目的とする有料広告の禁止 / 政治家や後援団体が、有料のあいさつ広告を出すると処罰されます。

下水道施設の適正な利用について

【問合せ】上下水道課(角館庁舎) ☎(43)2296

下水道施設はみんなの財産、大切に使いましょう

公共下水道や農業集落排水施設などの下水道施設に異物が混入すると機械が故障し、その復旧費用は結果的に使用者の皆さんの負担となります。

布類やティッシュなど水に溶けないものは流さないでください。また、油類を流すと管路が詰まり、処理場で水処理ができなくなりますので、リサイクルやゴミとして処理してください。また、宅内桝は定期的に掃除してください。そのままにしておくと、下水管の詰まりや悪臭の原因になります。

| | |
|-----|----------------------|
| トイレ | ティッシュ、布類、紙おむつ、衛生用品など |
| 風呂 | タオル、排水口にたまった髪の毛など |
| 台所 | 油類、野菜くず、割り箸、スプーンなど |

下水道施設に混入する異物には次のようなものがあります。